

## 船舶事故調査報告書

平成29年1月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年10月14日 17時37分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港南方沖 糸満港南水路第1号灯浮標から真方位035° 240m付近 （概位 北緯26° 06.9′ 東経127° 39.0′）
事故の概要	漁船第二十三海援丸は、東北東進中、乗り揚げた。 第二十三海援丸は、右舷船底部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十三海援丸、19トン ON2-1119（漁船登録番号）、個人所有 15.63m×4.53m×2.00m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、平成元年2月25日 第282-15481号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年9月17日 免許証交付日 平成25年7月26日 （平成30年7月27日まで有効） 機関長 男性 67歳 五級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 昭和45年10月2日 免状交付年月日 平成26年11月7日 免状有効期間満了日 平成29年7月18日
死傷者等	なし
損傷	右舷船底部外板及び右舷外板に破口、主機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：18時04分ごろ

<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長及び機関長ほか7人（フィリピン共和国籍6人、インドネシア共和国籍1人）が乗り組み、平成27年10月13日17時00分ごろ漁場に向けて糸満漁港を出港した。</p> <p>本船は、糸満市喜屋武埼東南東方沖を航行中、14日09時00分ごろ主機の警報が鳴り、機関長が、主機を点検したところ、主機クランクケース内の潤滑油に燃料油が混入しているのを認め、主機2番シリンダの燃料油高压管を交換し、潤滑油を取り替えた。</p> <p>本船は、船長が、機関長から予備の潤滑油が不足する状況となった旨の報告を受け、潤滑油を補給する目的で帰港することとし、12時00分ごろ糸満漁港に向けて喜屋武埼東南東方沖を発進した。</p> <p>本船は、船長が、操舵室の上の甲板に立って約2ノットの対地速力で、船首方に見えた‘糸満漁港南方沖の水路’（以下「本件水路」という。）の灯浮標（糸満港南水路第4号灯浮標）に向けて遠隔操作による手動操舵を行って東北東進中、右舷船首方の灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷方に見て航行したところ、17時37分ごろ糸満漁港南方沖の浅礁に乗り揚げた。</p> <p>船長及び乗組員は、衝撃により乗り揚げたことに気付き、本船が右舷側に約45度傾斜して浸水する中、機関長が携帯電話で船舶所有者及び海上保安庁に救助を要請し、船舶所有者から通報を受けて来援した付近の漁業協同組合の船舶並びに海上保安庁の艇及びヘリコプタにより救助され、糸満漁港及び那覇空港にそれぞれ移送された。</p> <p>本船は、船舶所有者が手配した業者の引船により離礁し、同引船にえい航され、16日11時15分ごろ糸満漁港に入港し、陸揚げされた後、解体された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本事故当時の喫水が船首約1.1m、船尾約1.3mであった。</p> <p>船長は、本件水路を出港時に航行したものの、以前に航行した経験がほとんどなく、詳細な水路調査を行っていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッター等の航海計器を利用せずに目視による見張りを行っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、西日が海面反射し、船首方向の浅礁等が見えづらと思った。</p> <p>船長は、本事故後に本件灯浮標が、糸満港南水路第1号灯浮標であり、左舷標識であることを知った。</p> <p>船長は、本事故時、健康状態は良好であり、操業していなかったため疲労を感じていなかった。</p> <p>海図W1276（糸満漁港）によれば、本事故発生場所は、干出浜（さんご礁）であった。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、糸満漁港南方沖を同漁港に向けて東北東進中、船長が、本件灯浮標が左舷標識であること、及び本件灯浮標の北側に浅礁域が存在することを知らなかったことから、本件灯浮標の北側にある浅礁域に向けて航行し、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件水路の水路調査を詳細に行っていなかったことから、本件灯浮標が左舷標識であること、及び本件灯浮標の北側に浅礁域が存在することを知らなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が糸満漁港南方沖を同漁港に向けて東北東進中、船長が、本件灯浮標が左舷標識であること、及び本件灯浮標の北側に浅礁域が存在することを知らなかったため、本件灯浮標の北側にある浅礁域に向けて航行し、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行予定海域の水路調査をして航海計画を立てること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

